

施設等利用費の支給について（償還払い）

施設等利用給付認定を受けた子どもが、特定子ども・子育て支援施設（市の確認を受けた無償化対象施設）から、教育・保育の提供を受けたとき、市は保護者からの請求に基づき、「施設等利用費」を支給します。

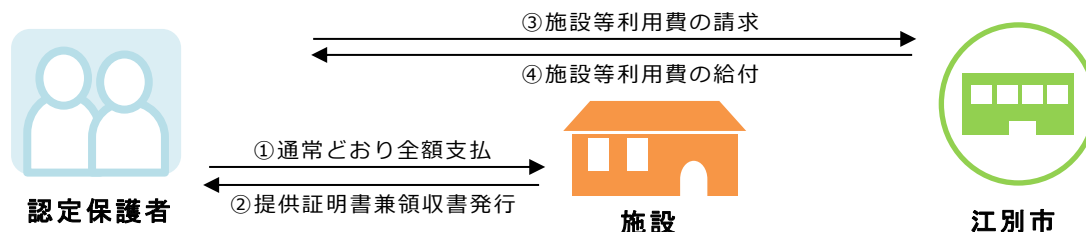
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート（以下、「認可外保育施設等」とします。）の利用に係る施設等利用費は、「償還払い」により市から保護者へ支給します。

1 利用料の支払いについて（保護者→各施設）

上記のとおり、認可外保育施設等の利用に係る施設等利用費については、「償還払い」により市から保護者へ支給しますので、保護者は各施設へ、引き続き利用料の全額をお支払いいただきます。

利用のあった月の翌月上旬～中旬を目安に、施設から「提供証明書兼領収証」が発行されます。この書類は、施設等利用費の請求に必要となりますので、大切に保管してください。

（注意）提供証明書兼領収証の発行を受けるには、保護者が自ら施設に対して「施設等利用給付認定を受けていることを申し出る」必要があります。

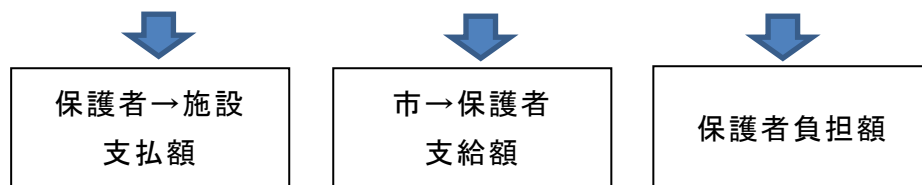


2 施設等利用費の範囲（無償化の対象範囲）

食材料費、行事参加費等は無償化の対象となりません。そのため、市から保護者へ施設等利用費を支給する際は、保護者が各施設にお支払いした料金のうち、食材料費等を除いた額について、上限額の範囲内で支給いたします。

（例）一時預かり事業の場合

	利用料合計（日額）	うち人件費等	うち食材料費
3歳児クラス以上	1,400円	1,200円	200円
0～2歳児クラス	1,500円	1,300円	200円



3 施設等利用費の上限額（無償化の上限額）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポートの利用を合わせて、下記の金額が月額の上限となります。

施設等利用給付認定区分	上限額
2号認定	月額37,000円
3号認定	月額42,000円

4 施設等利用費の請求について

(1) 請求方法

3か月に1度、請求の受付を行います。下記提出書類を、受付期間内に、江別市健康福祉部子育て支援室子ども育成課までご提出ください。

(2) 提出書類

必要書類	備考
1. 施設等利用費請求書	子ども1人につき1枚必要です (子ども育成課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードが可能です)
2. 提供証明書兼領収証(写し)	利用施設から月ごとに発行されます。 (3か月分請求する際は、3枚添付)
3. 債権者口座登録等依頼書	初回請求時(または振込口座の変更時)のみ

※請求書には押印が必要です。子ども育成課窓口で書類を作成する方は、印鑑をご持参ください。(スタンプ印不可)

(3) 請求・支払時期

保育利用月	請求書類受付期間※	支払予定日
4月～6月分	7月中	請求書受理後1～2か月後
7月～9月分	10月中	
10月～12月分	1月中	
1月～3月分	4月中	

(4) 書類提出先

・郵送の場合

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市健康福祉部子育て支援室宛て

・持参の場合

子ども育成課給付係に提出(江別市役所本庁舎 西棟2階16番窓口)

【問い合わせ先】

江別市健康福祉部子育て支援室子ども育成課

TEL 011-381-1030

MAIL kodomoikusei@city.ebetsu.lg.jp